甲状腺ガン	約	2,500人
その他のガン	約2万0000人	
合　計	約5万0000人	

なお，瀬尾博士の計算データを基にし，居住不能地域の限界放射能濃度として，ラスムッセン報告における要退避限界と同様に，半減期30年のセシウム137について一平方メートル当り100マイクロキュリーという高い値を採用しても，なお，風下方向約80キロの約840平方キロメートルは使用放棄地帯となる。耕作不能地帯はなおより広大な面積に及ぶと予想される。瀬尾博士の右の推測値は，今回のチェルノブイリ原発事故が文字通りの破局的な大災害をもたらし，原発だけでなく，全産業施設を通じても今世紀で最大，最悪の事故であったことを示している。　（次号に続く）

（1頁から続く）本件訴訟の記録は膨大であり，争点も多岐にわたっているので，慎重に調査を進めているとの釈明があった。さらに，弁護団からの「審理の進め方のメドは？」との質問に対しては，「それは申し上げられません」との返答だったとのことである。

弁護団代表は，「不明な点は私たちにどしどし聞いてほしい」と調査や審理への協力を申し入れた。そして最後に，「これからも機会をとらえて，たびたびやって来ますから，また会って下さい」と要望し，短時間の面談を終えたという。

調査官との会見終了後，広野さんを交えて記者会見が行われた。出席の記者たちの関心は高く，「補充書」の内容について，突込んだ質問が相ついだという。しかし，記事として翌日の紙面に登場させた新聞社は一部に限られていた。

今回の「補充書」提出に伴う要請行動は，原発訴訟を持て余しているかにも見える最高裁に，改めて自覚を喚起したことであろう。今後の最高裁の対応が注目される。

「上告理由補充書」は，この号から2，3回に分けて掲載の予定であるが，チェルノブイリ原発事故のすさまじさを事実で示した後，「ソ連の原発はお粗末」との推進側のデマ宣伝を鋭く批判している。そして，チェルノブイリ原発から流出した莫大な量の“死の灰”が，一，二審の判決のデタラメさを誰の目にも明らかにしたことを示しつつ，最高裁がただちに口頭弁論を開き，原判決を破棄するとの判決を下すよう強く要求している。

会計報告（'86.6/6～6/30）

収　入	
会　費	25,000
ニュース購読料	84,700
カンパ	8,000
コピー代金	8,300
計	126,000
支　出	
ニュース印刷費	16,000
振替手数量	810
郵送料	9,610
資料費	4,560
事務用品費	10,420
謝　金	4,500
会場費	6,000
2号炉訴訟援助費	30,000
最高裁行動援助費	210,400
ゼロックス・リース料	14,300
計	306,600
差　引	−180,600
積立金合計	410,254

伊方訴訟ニュース

第155号
1986年7月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先：〒530 大阪市北区西天満4−9−15 第一神明ビル
藤田法律事務所 ☎ 06−363−2112 口座 大阪3−48780

1号炉訴訟

最高裁に「上告理由補充書」を提出
「もはや一刻の怠慢も許されない」

さる6月25日，原告団を代表した広野さんと，弁護団代表の藤田，仲田，畑村，菊池の各弁護士の計5名が最高裁に赴き，「上告理由補充書」を提出した。

ほぼ1年前の昨年6月28日，弁護団は「上告理由書」を提出し，高松高裁判決の不当性を詳細にのべ，「もし，最高裁判所が，一，二審の裁判所と同じように，上告人らの上告理由に目をふさぎ，真剣にこれに応えることから逃げるようなことがあるならば，国民の裁判所への信頼は，たちまちのうちに完全に溶融・崩壊してしまうことは明らかである」と，最高裁として最初の原発訴訟を審理するに当って，まともな対応を示すよう強く要望した。

それからほぼ10ケ月。最高裁からは何の音沙汰も無いままに，チェルノブイリ原発事故が発生し，被告国側が頼みにしていた「安全神話」は，「完全に溶融・崩壊してしまった」のである。

「最高裁は何をしているのか」との原告ら住民の強い不審の気持を代表して，弁護団では，チェルノブイリ原発事故に関して，これまで入手し得た国内，外の情報を基に，最高裁の奮起を促す「上告理由補充書」を急いで作成した。

「上告理由書」の提出についても厳しい期日制限が設けられており，1年も期限遅れの「補充書」を最高裁が受理するかどうかは案じられた。しかし最高裁は，弁護団からの申し入れに対して，受理するだけでなく，訴訟記録の整理に当っている調査官（裁判官出身）との面談にも応じる意向を伝えてきた。このため上記の代表が最高裁に赴いたのである。

原告団代表の広野さんに対しては，最高裁は「慣行となっているから」との理由で，裁判所内への入構を強く拒否した。やむなく弁護団の4名の代表だけが入構し，調査官に「補充書」を手渡すとともに面談した。

弁護団代表は，世界を震憾させたチェルノブイリ原発事故が，原発廃棄の世論を世界的に高めている中で，最高裁が初の原発裁判として本件訴訟を審理していることの重大性を強く訴えた。そして，審理を促進し，口頭弁論を開いた上で，最高裁として恥じない判決を下すよう要請した。

これに対し調査官（こんな大事件でもたった一人とのこと！）からは，（8頁左に）

上告理由補充書

上告人　広野房一
外一五名
被上告人　通商産業大臣

右当事者間の御庁昭和五九年行ツ第四号伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求上告受理事件について，上告人らは以下のとおり上告理由補充書を提出する。

昭和六一年六月二五日

右上告人ら代理人
弁護士　新谷勇人
外二六名

最高裁判所
第一小法廷　御中

目　次

一．はじめに
二．事故発生
三．事故による被害
1. ソ連
2. ヨーロッパ諸国
3. 日本
4. チェルノブイリ原発事故による被害の推定
四．ソ連原発技術水準とチェルノブイリ原子炉の構造等に関する宣伝の欺瞞性
1. はじめに
2. ソ連の原発技術の歴史と現在
3. チェルノブイリ原発の構造と日本の原発
4. チェルノブイリ原発にも「二重三重の安全装置」はあった。
五．チェルノブイリ原発事故によって，本件原子炉許可処分の違法，原判決が破棄されるべきものであることがさらに明らかとなった。
1. 安全審査における立地審査の意義
2. 伊方立地審査と災害評価の誤り
3. TMI事故は原判決の誤りを明らかにした。
4. チェルノブイリ原発事故によって原判決が破棄され，本件許可処分が取消されるべきことがさらに明らかとなった。
六．おわりに

一．はじめに

ソ連のチェルノブイリ原子力発電所四号炉で大事故が起こった。

莫大な量の放射性物質が外界に放出され，炉の運転員や火災の消火作業にあたった消防士など，これまでにも多数の人びとが死亡し，死者の数は日をおって増え続けている。

放射能は原発の近隣は言うに及ばず，ヨーロッパ全域から日本を含め，地球全体にその被害影響を拡大している。周辺に存在していた人たちが蒙る急性傷害のほかに，拡大する範囲でのガン，白血病，遺伝的傷害など，長期間にわたる膨大な数の晩発性障害者の発生は必然である。

また，放射能による農作物，酪農の汚染被害，農地，河川，湖沼，森林等の汚染による環境破壊の深刻さは，はかりしれないものがある。

まことに今回の事故は，人為的な災害の原因としては，これまでに人類が経験したことのない最悪のものであると言って過言でない。ここに，原子力発電所は人類とは共存できない，悪魔の製造機であることが明白となった。

これまで，上告人らは一審以来，原子力発電技術の本質的危険性，安全確保技術の欠陥，核燃料サイクルの未確立，安全審査，許可処分手続の杜撰さ等を指摘して，本件許可処分が違法であり，取消されるべきことを主張してきた。

とくに，１９７９年３月にアメリカのスリーマイル島原発２号炉で起こった事故は，炉心の大規模溶融，放射性物質の大量放出事故が，上告人らが主張してきたとおり現実に起こるのであり，原発の安全審査，許可処分の適否は，冷厳にこの事実を直視して決定されるべきものであることを全世界の恐怖の中で事実を以て明らかに示したのであった。

しかるに，原判決は，この事故の原因は運転操作の誤りであり，安全審査の当否と無関係であるという，驚くべき暴論で，上告人らの控訴を棄却した。

今回のチェルノブイリ原発事故は，上告人らの主張の正しさを明白にし，従って本件許可処分を是認した原判決が可及的速やかに取消されるべきものであることを疑う余地なく明らかにしたのである。

以下，上告人らはチェルノブイリ原発事故の実態を明らかにし，この事故と本件許可処分との関係，そして原判決を破棄し，本件許可処分を取消すべき所以を述べるものである。

二．事故発生

ソ連邦，ウクライナ共和国の首都キエフの北方約１３０キロにある，チェルノブイリ原子力発電所で，１９８６年４月２６日大事故が発生した。

ソ連は当初この事故について沈黙を守っていたが，放射能被害は国境を越えて拡がり，翌２７日から２８日にかけて北欧フィンランド，スウェーデン，ノールウェイ三国，さらにデンマークにまたがる広い範囲で，大気中から平常値を大巾に上まわる放射能が検出された。

その中に，クリプトン，キセノン，ヨウ素，セシウム，コバルトなどの放射性同位元素が発見されたことから，この異常の原因は，原発事故それも大規模な炉心溶融による以外に考えられないことがわかった。

当時の風向や種々の資料から各国の専門家が検討した結果，事故を起こしたのは，ソ連のチェルノブイリ原発であり，それも最大級の事故であると結論された。

この段階（２８日夜）になって，ソ連もはじめて同原発４号炉で事故が起こったことを，簡単にテレビニュースで報道するかたちで確認した。

チェルノブイリ原発４号炉は，電気出力１００万キロワットの黒鉛減速型軽水炉（以下GWR型と略す）であって営業運転開始後約２年４ケ月の新鋭原発である。

事故の原因や経過は断片的な事実が報じられるだけで，未だその真相は把握できない。原因は，(イ)一次冷却水配管破断と緊急炉心冷却装置が有効に働かなかった結果としての炉心溶融，(ロ)制御棒によるスクラム（核分裂反応停止）不能による暴走事故等が言われている。

今回までの連続運転期間が一年を経過していたとすれば，広島型原爆の１０００発に相当する死の灰がたまっていたことになり，その原因はともあれ，その死の灰のかなりの部分が環境に放出されたのである。

三．事故による被害

1. ソ連

原発周辺は，事故発生直後から猛烈な放射能に襲われた。

直接原発の運転に当たっていた職員や，火災の消火に駆けつけた消防手たちが最初の犠牲者である。死者の数は小出しに発表されている。5月26日現在で死者は計19人と報じられているが，そのような数でおさまる筈はない。同月28日にモスクワでゴルバチョフ書記長が確認した負傷による入院者は300人，負傷者は1,000人と言われているが，その中から多数の人びとが後続して死者の列に加わることが確実である。

周辺住民に対して退避命令が出されたのは，事故後36時間も経ってからだと言われている。住民たちは事故のおそろしさについては全く無知で，原発の近くでまだサッカーをして遊んでいたという。

チェルノブイリの人工は1万5,000人，風下で一番近いプリピャチの人口は2万5千人であるが，遅まきの避難命令で付近を離れた住民の数は5万人に及ぶという。そして，原発の半径30キロメートルの区域が無人化されたが，避難が遅かっただけにガン，白血病，遺伝的障害などの晩発性の障害はもちろん，ゴーメリでは事故後しばらくして，多数の住民の頭髪が抜け落ちたとの報道もあり，急性傷害の大量発生が憂慮される。とりわけ，放射性ヨウ素の害を受けやすい乳幼児の運命が気がかりである。

ウクライナ共和国の首都であるキエフは，人工250万人，ソ連第3の大都会であるが，キエフの住民たちにも事故による影響の恐ろしさは，知らされていなかった。市民はサッカーの試合に熱中し，メーデーの準備で忙しかった。

26日午後3時頃，巨大な黒雲がキエフを覆い，激しい雷雨が襲ったが市民はこれに対してまったく無防備であった。季節外れのこの雷雨は，原子炉の火災による熱雷と思われ，広島，長崎の「黒い雨」を思い出させる。強い放射能が含まれていた可能性は否定できない。「窓を閉めて，アパートのほこりを掃除し，床や髪の毛，手を毎日洗うよう」という注意は，それから数日後して出されたものである。放射能の危険をはじめて知った市民の多くは，キエフから逃げ出すために，交通機関に殺到したという。また，市当局は，学童の夏休みを例年より早め，5月15日から遠くのキャンプ地へ疎開させると発表した。

ドニエプル川の支流のプリピャチ川に汚染水が流入し，キエフの水道源が汚染し，また長期的にはドニエプルの河口から黒海の汚染も免れない。

また，言うまでもなく，ウクライナ地方はソ連の穀倉地帯であり，事故がソ連全体の農業生産，経済に対して与えた打撃は，はかり知れないものがある。

2. ヨーロッパ諸国

原発大事故の災害には国境がない。つぎの図はヨーロッパにおける放射能汚染の状況を示すものである。

近隣のポーランドで平常時の500倍，西ドイツでも30倍の汚染が観測されており，被害はヨーロッパ全土に及んでいる。

ポーランドをはじめとする近隣各国では，牛乳や野菜類の摂取制限や，乳幼児などの外出制限の措置がとられた。放射能の影響から市民を守るためにヨード剤が配付され，大量の農作物や牛乳，酪農製品などが廃棄され，

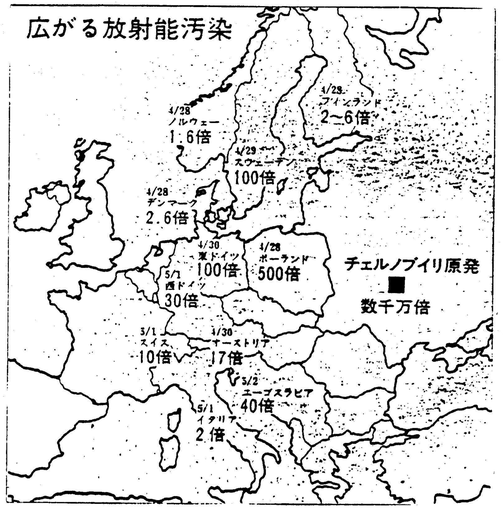

イタリアでは放射能汚染の食肉用ウサギが数万匹処分されるなど，牧蓄の被害も甚大である。ソ連からの農作物等の輸入制限の措置が各国でとられ，事故による経済的損失は現時点までのもので莫大な額に上っている。

放射能の影響は長期的で，多数の晩発性障害の発生も重大である。

この事故であらためて，原発の本質的な危険を実感させられた各国の人びとが，自国の原発に反対する運動に立ち上がり，反原発運動は烈しく燃え上がっている。西ドイツでは国民の83パーセントに当たる人びとが，原発反対の意思を表明し，各国政府もその意向を受け入れて原発政策を変更するに至った。

3. 日本

事故発生当初は，事故による放射能の影響は，日本には及ばないであろうと宣伝されていた。事故が地表で起こり，放射能が空高く吹き上げられることはないであろう。また，放射能を運ぶ偏西風は，現場よりはるか北方を流れている筈である，というのがその理由であった。

しかし，チェルノブイリから8,000キロ以上離れた日本でも，事故による放射能が顕著に検出された。原発事故は地球規模の災害である。

5月7日，科学技術庁は日本でも，牛乳や水道水から放射性ヨウ素が検出されたと発表した。ヨウ素だけでなく，雨水やチリの中からセシウム134，137，テルル132，ルテニウム103，106，モリブデン99などが検出された。

このうち，雨水での最高値は，5月3日千葉市で測定された，1リットル中1万3300ピコキュリー。飲料水の制限値の3000ピコキュリーを4倍以上も上まわっている値である。

この雨水を大人の平均摂取量である1日当り2.2リットル飲み続けると，2ケ月間で一般の年間被曝許容線量にも達してしまう汚染である。

牛乳の汚染は，牛が牧草を食べ，雨水を飲むために起こる。乳幼児はとくに放射性ヨウ素に対して弱いので，決して看過しえない状況なのである。

科学技術庁は，それにもかかわらず，「きわめて弱い放射能」「健康にはまったく害はない」，を繰り返している。しかし，放射線の影響には「しきい値」はなく，ある線量以下では無害ということはないのであるから，科学的真実にもとづく的確な対応を国民に示すべきなのである。

4. チェルノブイリ原発事故による被害の推定

今回のチェルノブイリ原発事故で，どれ位の量の“死の灰”（核分裂生成物）が溶融した炉心燃料から環境に流出し，それによって，どれ位の急性死者と緩慢死者（ガン死者など）

放射能汚染地図

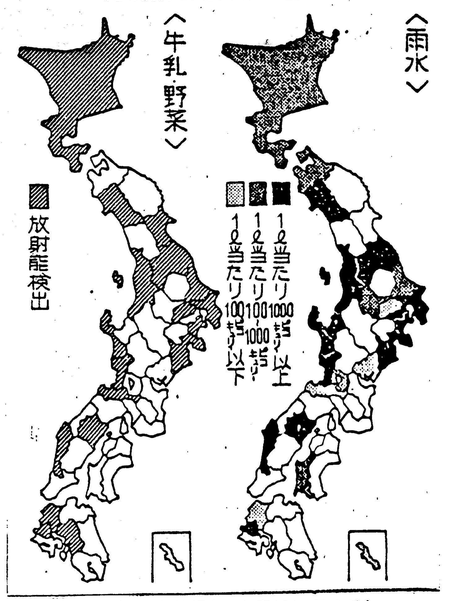

●日本での汚染検出状況（ヨウ素131，最大値）

雨水	5/3～4	千葉	13.300ピコキュリー/ℓ
チリ	5/3～5	神奈川	22ピコキュリー/㎡
ヨモギ	5/3～5	千葉	10.000ピコキュリー/kg
ダイコン	5/4～5	千葉	2.800ピコキュリー/kg
レタス	5/3～4	福井	1.060ピコキュリー/kg
牛乳	5/7～8	宮城	220ピコキュリー/ℓ
水道水	5/4～5	岡山	44ピコキュリー/ℓ

週間朝日 5/23号

が生じると予測されているのであろうか。

ソ連当局の発表によれば，溶触炉心の地下への侵入，すなわち，チャイナシンドローム事象は食い止められている模様である。ヘリコプターからの溶融炉心への数千トンにおよぶ砂や鉛の投下による消火・冷却作業と，原子炉基礎コンクリートの下部，さらには，地下水脈との間への大量のコンクリートの流し込み作業とによって，溶融炉心と地下水との接触による爆発という最悪事態は避けられたという。したがって，少なくとも現時点までは，炉心崩壊時の爆発によって吹き飛んだ原子炉建家上部から，比較的に揮発性の高い“死の灰”が主として大気中に流出したと考えられている。

そうした，原子炉の破壊状態で，溶融炉心から“死の灰”の中のどのような種類の放射性毒物（放射性核種）が，どれ位，大気中に流出するかについては，有名なラスムツセン報告がある。同報告は，米国の原子力委員会が，大災害をもたらすような原発事故の発生確率は，実際には問題とならないほど小さい，ということを国民に示す目的で，ラスムツセン教授を長とするグループに依頼した研究の報告書で，１９７５年に公表された。しかし，同報告書が採用した確率論的安全研究の手法に対しては，各方面からの批判が高まり，ついに，原子力委員会解体後に発足した米国原子力規制委員会は，スリーマイル島原発事故発生の直前の１９７９年に，「この報告にある原発事故発生確率の数値を，原発が安全であるとの根拠とすることはできない」として，同報告の政治的目的への利用を撤回するに至った。

こうして，同報告に記載されている原発事故の発生確率の推測値は，その権威を失ったが，軽水炉原発を対象に想定されたいくつかの炉心溶融事故について，同報告が算出した流出放射能の推測値は，その後も原発事故時の災害規模を推定する際の有力な手がかりとなっている。

一方，溶融炉心から大気中に流出した揮発性の“死の灰”は，風下方向に「放射雲」となって拡散しながら流れていく。その模様は，風向，風速，大気安定度などの気象条件が分かれば，パスキルの拡散式を用いて予測できる（甲第４６２号証，１８４頁参照）。今回の事故では，チェルノブイリ原発から約1,０００キロも離れたスウェーデンでの放射能観測値が，溶融炉心からの流出量を推定する鍵となった。

スウェーデンには，原発事故や核実験などに備えて，放射能の監視を日常的に続けている観測所がいくつかあるが，そこで，チェルノブイリ原発事故発生の約２日後から，溶融炉心からの“死の灰”にしか含まれていない多くの種類の放射性核種について，大気中の濃度の精密なデータが得られている。

一方，ソ連とヨーロッパの気象データを基にして，スウェーデンで観測された“死の灰”は，チェルノブイリ原発から南東の風にのって拡散しながら到達した「放射雲」によるものであることも判明している。こうした放射能と気象の観測データは，1,０００キロも離れた地点でのデータにもかかわらず，パスキルの拡散式を介して，溶融炉心からの流出放射能量を推定する際の貴重な手がかりとなっている。

京都大学原子炉実験所の瀬尾健博士は，長年にわたって，原発事故時の災害評価の研究に従事し，本件原子炉への適用についても，すでに発表している（甲第４６２号証，１８０頁参照）。同博士は，右にのべたスウェーデンでの放射能観測のデータに基づいて，チェルノブイリ原発からの流出放射能量を試算した。その結果によると，約1,０００キロ離れた地点に，観測されたような種類と量の“死の灰”が「放射雲」となって到達するためには，右に述べたラスムツセン報告で最大の放射能流出をもたらすとされている最悪の事態が，チェルノブイリ原発で発生したと考えねばならない，ということになる。スウェーデンの大気中から観測された“死の灰”中の主な放射性核種について，瀬尾博士が推定した溶融炉心からの流出量は次のようになる。

放射性核種	流出量（キュリー）	炉心蓄積量に対する割合（％）
希ガス類	２億４００万	９０
ヨウ素１３１	5,９００万	７０
１３２	3,８００万	７０
１３３	１億９００万	７０
セシウム１３４	８５万	５０
１３６	３００万	５０
１３７	２９０万	５０
バリウム１４０	９５０万	６
テクネチウム９９	２００万	２
ルテニウム１０３	２００万	２

これ以外の放射性核種も含め，約６億キュリーにも達する莫大な量の放射性毒物がチェルノブイリ原発の溶融炉心から大気中に流出し，「放射雲」となって，ソ連国内はもとよりヨーロッパを始め，世界各地に襲来した，と推定されるに至ったのである。

このような莫大な量の流出放射性毒物によってもたらされる災害の程度は，「放射雲」からの“死の灰”の降下速度，人工密度，退避までの時間，それに放射線被曝によるガン死発生率などのデータが与えられれば推測できる。瀬尾博士は，人工密度として，一平方キロメートルあたり１００人という値を仮定し，ソ連当局の不手際による退避の遅れを考慮し，さらに，米国のゴフマン博士が1981年に提示したガン死発生率を採用することで，チェルノブイリ原発から1,０００キロの範囲で次のような災害死者数を推定している。

1. 急性死（１～２ヶ月内の放射線死）
   風下約8.5キロまでの地域で約９５０人
2. 緩慢死（約５０年後までのガン死）
   肺ガン　約１万8,０００人
   胃腸ガン　約　9,０００人